## 学習会「政府がねらう『働き方改革』とは ~労働時間規制の緩和と雇用関係によならい働き方~」 開催報告

4月6日、政府は「働き方改革関連法案」を閣議決定し、5月31日、本法案が衆議院本会議において可決し、参議院に送られた。

しかしながら、本法案には、労働時間の規制緩和による長時間労働の助長や 労働関係法令適用外しの拡大など、労働者の命と健康が守られない事態の危険 がはらんでいる。

また、現在、業務委託契約を乱用して労働関係法令を適用除外する形式のなかで、使用従属関係を争う先行ケースとも言える「ベルコ闘争」がヤマ場を迎えている。

このような情勢を踏まえて、連合北海道は6月4日、札幌市内において、学習会「政府がねらう『働き方改革』とは〜労働時間規制の緩和と雇用関係によならい働き方〜」を開催し、構成組織や地域協議会、連合北海道組織内議員など90名が参加した。

冒頭、主催者を代表して、大井一峰・連合北海道副会長(非正規労働対策委員会委員長)が「長時間労働を助長する懸念のある高度プロフェッショナル制度が衆議院を通過したことは極めて遺憾。本学習会を通じて、労働者保護の重要性も含め、改めて『働く』ということの原点に立ち返るともに、構成組織や地協と一体となって働く者のための働き方改革が実

現するよう全力で取り組んでいきたい」と挨拶した。

基調講演では、法政大学キャリアデザイン学部の上西充子教授が登壇し、高



度プロフェッショナル制度(高プロ)について「経営サイドである管理監督者でさえも適用される深夜割増賃金が高プロでは適用除外。高プロは月4日間休ませれば連日24時間勤務で働かせることができる。まさに『働き方改革』でなく『働かせ方改革』である」と述べた。加えても今による高プロ対象の適用拡大についても警鐘を鳴らした。過労死ラインとなる時間外労働の上限規制については、労災

認定に悪影響の恐れを示唆したうえで「本法案の時間外労働の上限規制は週あ

たりの上限規制もなく、勤務間インター バル制度も努力義務でしかない」と批判 した。

近年、政府は多様な就業形態の普及と「雇用関係によならい働き方」を推進する動きが図られている。2016年、2017年に厚労省や経産省内において設置した検討会等の報告には「労働者の多様な事情に応じた雇用促進」「多様な就業形態の普及」「雇用関係によらない柔軟な働き方が



重要」などといった文言が随所に明記されている。一見、個人の二一ズに見合った働きやすい環境を創出するかのように受け取れるが、上西教授は「政府のいう『柔軟な働き方』の狙いは労働法の規制緩和である」と指摘。「様々な事情を抱えた労働者の二一ズを無視しない形で労働法の対象を拡げていくことが重要である」と訴えた。